## 住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

制 定 平成 27 年 1 月 6 日市窓第 10001 号 最近改正 令和 5 年 11 月 24 日市窓第 1628 号

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得がされた場合において、本人にその旨を 通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図る ことを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1)住民票の写し等 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民票(消除及び改製されたものを含む。)の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除及び改製されたものを含む。)並びに戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する戸籍全部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍圏抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)及び戸籍届出書記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書又は申出書(職務上請求書を含む。以下同じ。) に交付請求対象者として記載された者(法定代理人を含む。)をいう。ただし、本人が特定できない場合は、住民票の世帯主又は戸籍筆頭者をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、 土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保 険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士 又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を 請求する書類をいう。
- (6) 区長 本人の住民登録又は本籍のある区の区長をいう。

## (本人への通知)

- 第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に当該不正取得の事実を通知できるものとする。ただし、不正取得をされた住民票の写し等に係る交付請求書又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているときその他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。
- (1) 住民票の写し等を取得した者に対し、住民基本台帳法第46条第2号又は戸籍法第 135条若しくは第136条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定した場合

- (2) 国、県その他関係機関の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、 不正取得をした事実が明らかになった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、区長がこれらの場合に準ずると認める場合(前2号に 該当する者から本市に同様の請求があった場合などをいう。)
- 2 前項第3号における通知は、区長が当該取得者に対し、様式1による書面により弁明 内容を含む疎明資料の要求を行い、通知の日から14日以内に様式2による書面により 回答がなかった場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場 合に限るものとする。
- 3 第1項の規定により通知する項目は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。) 第78条及び第79条の規定に倣って、次のとおりとする。
- (1)請求又は申出の種別及び通数
- (2) 本人の住所又は本籍
- (3) 本人の属する世帯の世帯主の氏名又は本人の戸籍の筆頭者
- (4) 本人の氏名
- (5) 利用目的又は事由(特定事務受任者からの請求又は申出にあっては、業務の種類を含む。)
- (6) 請求者又は申出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地)
- (7) 交付年月日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が通知する必要があると認める事項 (通知方法)
- 第4条 前条の規定による通知は、様式3による書面により行うものとする。

(閲覧)

第5条 第3条の規定による通知を受けた者から、当該交付請求書又は申出書の閲覧を求められた場合は、同条第3項の範囲でこれに応ずるものとする。ただし、写しの交付を求められた場合は保護法の規定に倣うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市民局長がその都度区長等と協議して定める。

附則

この要綱は、平成27年1月6日から施行し、平成20年4月1日以降現に保存している交付請求書又は申出書に係る不正取得について適用する。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。